

第２回小丸川・一ツ瀬川水系 水防災意識社会再構築協議会

- ・平成２９年 被災状況確認
- ・早急に実施する取組（タイムライン・ホットライン）の活用状況について
- ・水防法改正に伴う規約の改正について
- ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく小丸川・一ツ瀬川流域等県管理区間の減災に係る取組方針の設定について
- ・小丸川の減災に係る取組方針の一部改定について



平成29年 被災状況確認

平成29年 被災状況確認



台風 第 5号 平成29年 8月 6～ 7日 … 土砂災害 1件、浸水被害等なし

台風 第18号 平成29年 9月16～17日 … 土砂災害、浸水被害等なし

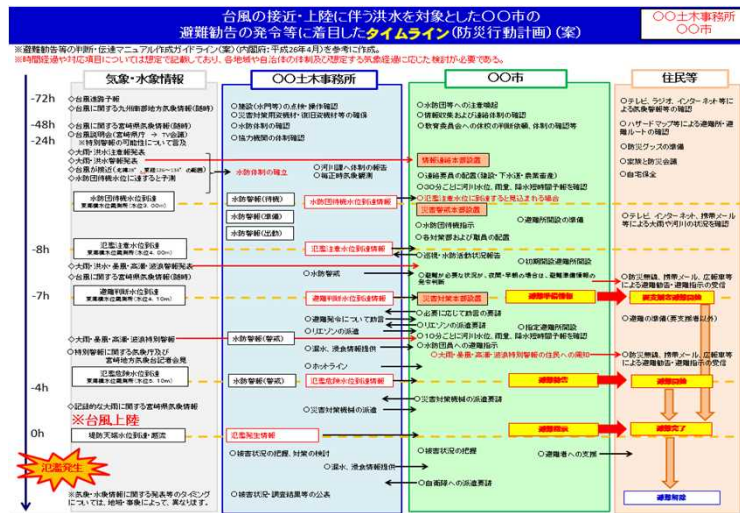
台風 第22号 平成29年10月28～29日 … 土砂災害、浸水被害等なし

早急に実施する取組の活用状況 (タイムライン・ホットライン)

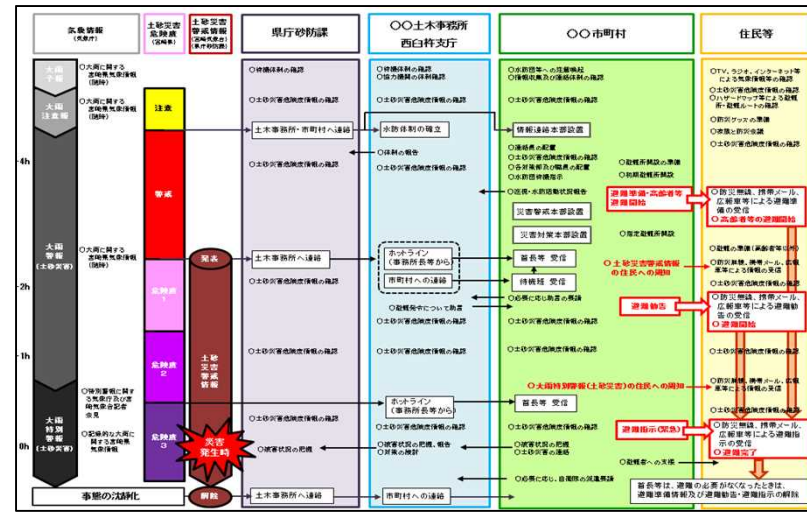
早急に実施する取組 (タイムライン)

想定される災害事象に対して、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成し運用した。

洪水対応タイムライン



土砂災害対応タイムライン



【運用状況】

〇台風5号、台風18号等において、各機関がタイムラインにのっとり防災行動を行った。

【運用に対する意見】

宮崎市

- 本市では従来から、地域防災計画に示している職員の配備や避難に関する情報の発令等の対応を、気象台や、宮崎県総合河川砂防情報システムによる情報などを活用し行っている。
- タイムラインにはこれらの内容のほか、他機関の対応内容等を示していることから、全体の動きを確認するためのものとして、今後も引き続き活用していきたい。

作成したタイムライン

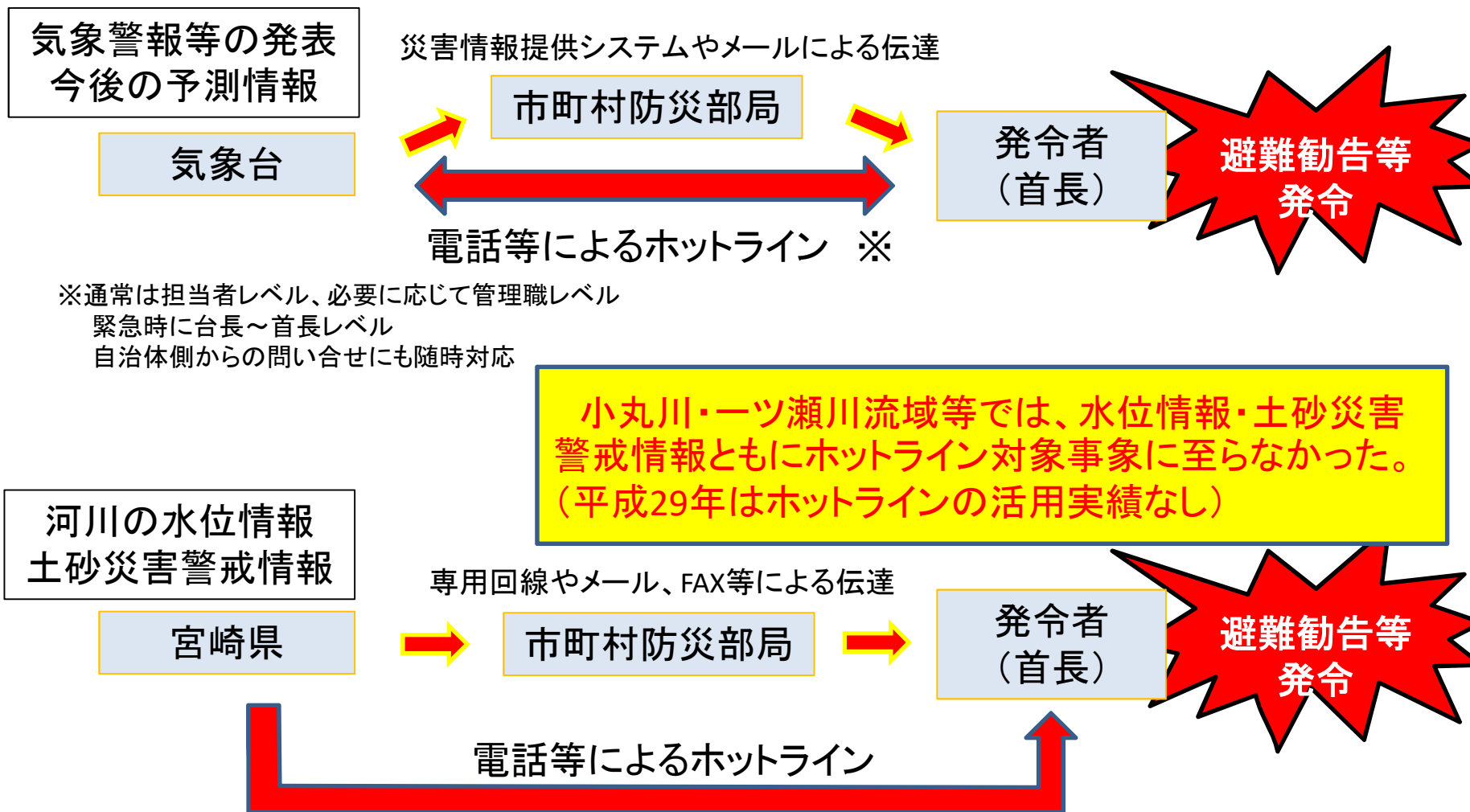
小丸川・一ツ瀬川水系水防災意識社会再構築協議会

宮崎県	市町村	タイムライン
西都土木事務所	宮崎市	一ツ瀬川 タイムライン
	西都市	一ツ瀬川 タイムライン
		土砂災害タイムライン
	西米良村	一ツ瀬川 タイムライン
		土砂災害タイムライン
	新富町	一ツ瀬川 タイムライン
	高鍋土木事務所	新富町
土砂災害 タイムライン		
高鍋町		大雨・洪水 タイムライン ※
		土砂災害 タイムライン
木城町		大雨・洪水 タイムライン ※
		土砂災害 タイムライン
川南町		大雨・洪水 タイムライン ※
		土砂災害 タイムライン
都農町		大雨・洪水 タイムライン ※
		土砂災害 タイムライン

※ 管内に避難勧告等の目安となる水位情報を発している河川が存在しないため、雨の状況や、その他の河川の状況に応じたタイムラインとした。

早急に実施する取組（ホットライン）

避難に関する情報の発表が適切に行えるよう、気象情報や河川の水位情報、土砂災害警戒情報を発令者等に直接電話により伝達するホットラインを構築した。



水防法改正に伴う規約の改定について

水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律31号) 施行:6月19日

大規模氾濫減災協議会制度の創設

- 国及び都道府県知事は、多様な関係者が連携して大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するため、洪水予報河川・水位周知河川について、大規模氾濫減災協議会を組織(国協議会は必置、都道府県協議会は任意)
- 大規模氾濫減災協議会では、「水害対応タイムライン」の作成・点検、ICTを活用した災害情報の共有強化等について協議。協議結果には尊重義務。

水防法

第十五条の九

国土交通大臣は、第十条第二項又は、第十三条第一項に規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する為の協議を行う協議会を組織するものとする。

第十五条の十

都道府県知事は、第十一条第一項又は、第十三条第二項に規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する為の協議を行う協議会を組織することができる。

水防災意識社会再構築ビジョン協議会の改組

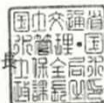


国水政第13号
国水河計第13号
国水環第20号
国水治第26号
国水防第52号
平成29年6月19日

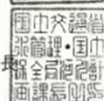
宮崎県水防担当部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

水政課長



河川計画課長



河川環境課長



治水課長



防災課長



水防法第15条の9及び第15条の10に基づく
「大規模氾濫減災協議会」の運用について

平成29年6月19日に施行された水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号。以下「改正法」という。)においては、今後、中小河川も含めた全国の河川で「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、大規模氾濫減災協議会制度

するため、規約にその旨を明記する他、協議会が対象とする河川、協議会の構成員等を記載するものとする。協議会規約の記載例については別紙-1を参考とされたい。

3. 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく既存の協議会の改組
「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組として既に組織されている減災対策協議会等の協議会は、原則として、今後速やかに水防法に基づく協議会に改組することとする。

4. 協議会の名称

協議会の名称については、設置主体の裁量に委ねられることとなる。改組前の既存の協議会の名称を用いるなど、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付すことも可能であり、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定されたい。

5. 協議会の構成員

協議会の構成員は以下のとおりとする。なお、これらの者から委任を受けた者を構成員とすることができる。委任にあたっては、発災時の対応において実務上責任を有する者などの協議会の趣旨を達成できる者を対象とされたい。

(1) 大規模氾濫減災協議会の構成員

ア 国土交通大臣

水防行政を担う大規模氾濫減災協議会の設置主体。

イ 当該河川の存する都道府県の知事

当該対象河川の存する地域の防災事務を担う立場で参画。

ウ 当該河川の存する市町村の長

当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。

エ 当該河川の存する区域をその区域を含む水防管理団体の水防管理者

当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。

オ 当該河川の河川管理者

当該対象河川の管理を担う立場で参画。

カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長

当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。

キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

その他の国土交通大臣が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。

- ・ 浸水が想定される近隣市町村
- ・ 広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村
- ・ 避難誘導、救助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊
- ・ 協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院
- ・ 洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 等

(2) 都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員

規約改正（案）



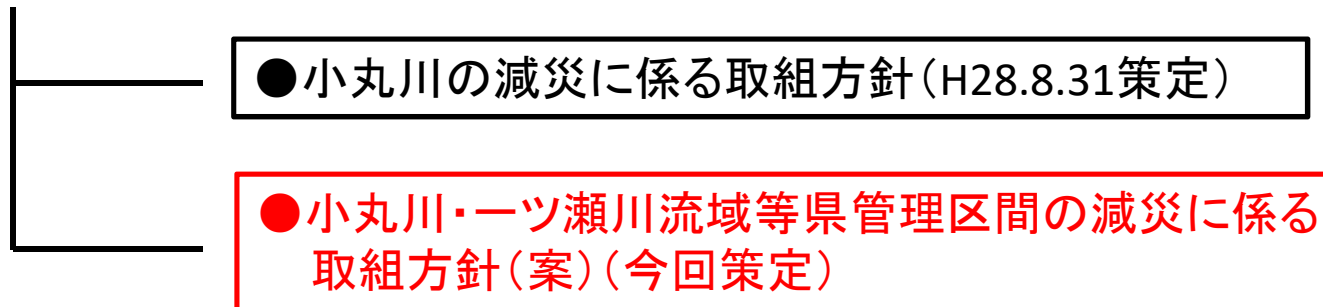
改正前	改正後
<p>(名称) 第1条 本協議会は、小丸川・一ツ瀬川水系水防災意識社会再構築協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>第2条～第9条 [略]</p> <p>(附則) 第10条 本規約は、平成28年5月30日から施行する。 本規約は、平成29年6月2日から施行する。</p>	<p>(設置) 第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会及び第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「小丸川・一ツ瀬川水系水防災意識社会再構築協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(附則) 第10条 本規約は、平成28年5月30日から施行する。 本規約は、平成29年6月2日から施行する。 本規約は、平成30年1月22日から施行する。</p>

○水防法に基づく協議会へ改組するため、第1条を改正する。

○改正に伴い附則に施行日を追加する。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
小丸川・一ツ瀬川流域等県管理区間の減災に
係る取組方針の設定について

■減災に関わる取組方針



※小丸川、一ツ瀬川流域等市町村の土砂災害に係る取組についても設定する。

取組方針策定の方向性

- 平成17年9月台風14号の被害を受け、大淀川でとりまとめられた「水害に強い地域づくりのあり方(提言)」に基づき課題の整理、目標の設定を行う。
- 宮崎県独自の取組として、本協議会において土砂災害への対策についても検討するとしていることから、土砂災害に係る取組についても設定する。
- 平成29年6月に改正された水防法において、要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定及び避難訓練の実施が義務化されたことから、これらを推進する取組についても設定するものとする。

小丸川の減災に係る取組方針 一部改定について

平成29年6月に改正された水防法において、要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定及び避難訓練の実施が義務化されたことなどを受け、これらを推進する取組について追加設定するもの。